発行所
三池炭鉱労働組合
大牟田市不知火町2
電話3033番 7140番
編集兼発行人　菊　政

安保条約廃止、改定阻止へ
炭労 職場大会を開催
5月16日第二次全国民統一行動

総評は四月二十五日の幹事会で、さきに常任幹事会が出した「今年度の運動方針に対する基本的な考え方」をほぼ原案どおり承認するとともに、砂川判決支持、最低賃金制確立、安保条約改定阻止に対する当面の闘争方針をきめた。なお五月十六日を「安保条約廃止、改定阻止のための第二次全国民統一行動日」とし、全国において大衆集会や、職場大会をひらいて安保体制打破の行動をおこすことをきめた。この決定にもとづいて炭労は五月十六日全国一斉に職場大会を開催するよう指令を発令した。

【砂川判決支持闘争】最高裁での差戻闘争のため二百人の弁護団（責任者海野晋吉氏）を組織する一方、街頭での宣伝を展開する。またこの闘争のため総評加盟の組合員はひとり一円五十銭のカンパをおこなう。

【最低賃金制闘争】七月十日ごろから実施される最賃法＝業者間協定をハネかえし、これまでどおり金産業一律八千円の最賃制確立をめざす。具体的にはまず中小企業の未組織労働者の組織化を積極的にすすめる。次に統一労働協約のとれそうな業種と地域をえらび、最低八千円以上の統一最低賃金協定を闘いとり、これを拡張適用させてゆく。また最賃法の改正闘争を今秋から来春にかけて高め、社会党には次の国会に全産業一律八千円を骨子とする改正案を提出させる。さらに中央、地方の最低賃金審議会に総評からも労働者側委員を参加させ（結論は次回幹事会）、八千円以下の業者間協定の法制化を防ぐ。また審議会の運営は労使の意見一致をもつてきめるよう要求する。なお六月に開かれるILO条約第二十六号（最賃制条約）に違反することを報告し、違反点の改正を日本政府に勧告させる。

【安保条約改定阻止闘争】「安保条約廃止、改定阻止のための第二次統一行動日」をきたる五月十六日（第一次はさる四月十五日）とし、全国で大衆集会を行うとともに職場では勤務時間に三十分以上くい込む職場大会を開く。さらに六月二十五日には全国一せいに時間内職場大会やストライキを含む第三次統一行動を実施する。なお総評では安保調印の時機を一応九月ごろと見ており、参院選を通じて改定阻止闘争を盛り上げてゆく予定である。以上が総評の闘争方針であるが、炭労では五月十六日第二次全国民統一行動日に職場大会を開催し安保体制打破の行動をおこすよう次のように指令した。

「安保條約廃止、改定阻止」のための職場大会開催指令

（前文は省略）

記

一、各支部は五月十六日（土）休憩時間中（または入坑時）に職場大会を開き、

1、「安保条約、行政協定の改定交渉の打切り、その廃止を要求する決議」「日中国交回復要求決議」「参議院選挙必勝の決議」などを行うと共に、

2、六月の炭労定期大会において安保改定阻止のための実力行使権を集約する予定であるので、これについての職場討議をおこなえ。

三、共闘会議未結成の県および地区においては速やかに共闘組織を確立するよう努力せよ。

以上

二、各地方においておこなわれる県民大会、地区大会などには積極的に参加せよ。

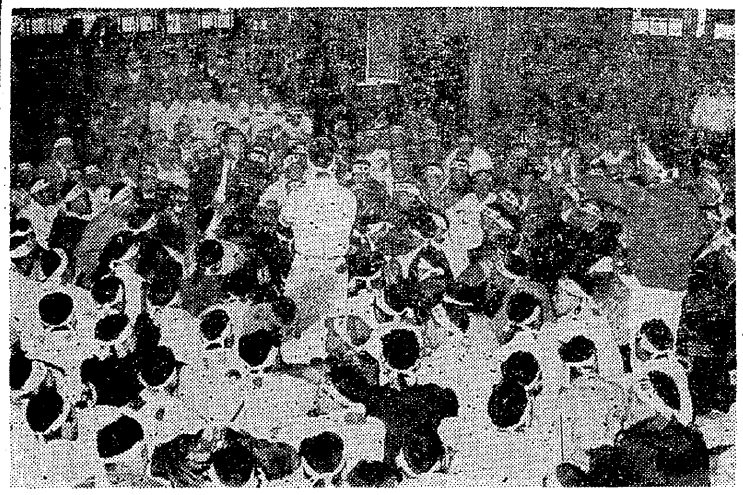

解雇の不当性を追求する行動隊　（三川の繰込場で）

闘争日誌

4・26　メーデー前夜祭
27　不当解雇反対実力行使に関する三池労組の指令でる。
28　遠藤分会長の立入禁止仮処分執行。不当解雇撤回抗議行動。
29　抗議ストライキ通告。企業整備反対の体制確立に関する炭労指令でる。
30　市長・市議選挙
5・1　第30回メーデー。市長・市議選開票
2　不当解雇反対闘争1時間50分時限スト。「安保条約廃止・改定阻止」のための職場大会（5月16日）開催に関する炭労指令でる。
3　永年勤続者表彰式
4　中央執行委員会ー三鉱連大会対策を検討。規約改正・給与規程改正分科委員会発足。
5　中央委員会ー三鉱連大会対策を検討
6　山元団交ー中央協定にもとずく会社提案だされる。スト中（不当解雇反対）の行動に関する三池労組指示でる。
三菱・住友・古河・雄別など大手四社に企業整備案提示される。
8　不当解雇反対闘争24時間スト。行動隊による抗議行動。
9　三鉱連大会代議員出発。

副長も努力を誓約
五百人が参加し繰込場で抗議

遠藤分会長不当解雇撤回闘争は二日の一時間五十分時限ストライキにひきつづき、八日一斉二十四時間ストに突入した。この日各地域で予定されていた抗議大会は雨のため中止となつたが、各鉱所では各支部から繰り出された行動隊を中心に、鉱長にたいする抗議をおこない、あくまで不当解雇撤回まで闘うことを誓つて闘いの決意をかためた。

脆弱な解雇理由

雨のため各地域での抗議大会は中止のやむなきにいたつたが、この日各支部行動隊では、支部交流をおこない、六支部の行動隊が雨の中にデモをおこない、鉱長にたいして撤回要求の激しい抗議をおこなつた。

とくに三川支部では、遠藤分会長出身支部だけに抗議も激しい高まりのなかでつづけられた。

各支部の行動隊は午前十時に三川支部に勢ぞろいし、雨のなかを組合事務所前から鉱長室までデモをかけた。とくに、ここでは行動隊を中心に、地域からも、主婦会員も抗議大会に参加した。

デモ隊はただちに鉱長室に入り、鉱長不在のため宮地事務副長を囲み、抗議をおこなつた。

抗議デモ隊は、抗議団が宮地副長にたいする激しい抗議をおこなつているあいだに、つぎからつぎと鉱長室に集合、ついには室内に入りきれぬほどの人数となつた。

抗議繰込場へ移る

誰いうとなく繰込場の広いところで、会社の真意を糺かねば納得がいかないという声が起こり、副長に要求したが、これを拒否した。「不穏な空気をつくり会社は挑発をかけるため繰込場にいかない」のではないかという追及で、ついに副長も折れ、約十分間組合の代表と話合つてから繰込場に移ることを承諾した。

このころ、抗議に集つた各支部行動隊や、地域分会、主婦会の数は約五百名に増えていつた。

だが、いざ繰込場にきても一段高いところ（係員が点呼するところ）から降りようとせず、抗議団の要求はあくまでも副長を中に囲んで、じづくり話合おうと主張、ついにこの要求通り、あの広い繰込場に副長を囲み円陣となつて、会社がどういう事実から首切つたかの説明をきくことになつた。

返答に窮す会社側

遠藤分会長が厚生部長の第二十四分会の佐藤副分会長が中心となつて当時の実情を説明し、会社がいう業務阻害とはどういうことか第一項から説明してほしいと、鋭く追及していつた。

これとともにこの分会員や抗議団から、当時の実情についても会社が理由としてあげている事実が、甚だしく歪曲されていることを指摘し返答を求める追及がなされたが副長は応答に窮する状態であつた。「大衆の意思によつてやつたのに個人として組織から切離して首を切ることは不当だ」という追及から、「会社がいう実力行使とは何か」の返答を迫つた。

結局、坑内に下がらなかつたのが業務阻害の一項ですと副長はあくまでも論旨を曲げなかつた。

また、ポンプ当番の項についても解雇理由には遠藤分会長が作業拒否を指示したといつているが、これは労働部の阿見康氏が労働部長の見解をきいたところ「保安上の問題かどうか不明確だ」というところから、現場で作業を拒否せよと執行部から指示したことが明らかとなり、会社のいう解雇理由はつぎつぎと崩されていつた。

こうして抗議がすすむうちに、さいごに、事実の調査をして団交をひらいてことを明確にしよう、解雇問題を早急に撤回して正常に復帰することが妥当ではないかと副長に迫つた。この抗議にたいして副長も、ついには「正常な状態にもどすために努力します」「立入り禁止についても正常にもどるよう努力します」という誓約をおこなつた。こうして抗議行動は午前十時三十分ごろから延々午後五時ごろまでつづけられた。

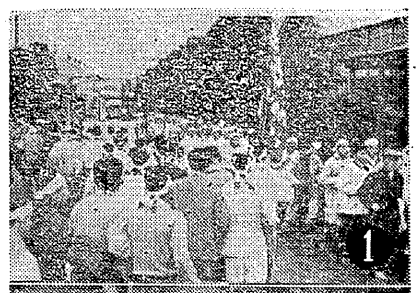

【写真説明】(1)三川鉱に続々と結集する各支部行動隊。(2)答弁に窮する宮地副長。(3)主婦たちもハチマキをしめて抗議行動に参加

前進

安保條約廃止、改定阻止を

安保条約廃止、改定阻止のための炭労指令がだされた。その指令では五月十六日の第二次全国民統一行動日に炭労は一斉に職場大会をひらいて、安保条約、行政協定の改定交渉を打切りその廃止を要求する決議と日中国交回復を要求する決議、参議院選挙必勝の決議などをおこなうとともに六月の炭労定期大会で安保改定阻止のための実力行使権を集約する予定であるので、これについての職場討議をおこなうよう強調している。

私たちはすでに安保条約改定阻止国民会議の決定による第一次統一行動として、四月十五日（三池労組は四月十六日に実施）に職場大会をひらいて岸政府の陰謀粉砕のための大衆行動を行つた。しかし政府、自民党はこのような国民運動のもり上りの前に急拠、安保条約、行政協定の改定要綱をまとめ参議院選挙で勝利すれば一気に改定をおしきろうとしている。

安保条約をめぐる問題はいまの政治情勢のなかで、民主勢力と反動勢力のあいだの最大の争点であるし、五月十六日の第二次全国民統一行動は「戦争への道」をすすむ政府・自民党の売国政策に直接打撃をあたえるだけでなくいま闘われている参議院選挙で革新陣営を勝利にみちびく大きな意義をもつているものである。

私たちのこれまでの闘いは決して十分とはいえず、闘争態勢のたちおくれを早急に克服する必要がある。第二次全国民統一行動を契機に、戦犯岸政府の陰謀を大衆的にあきらかにし、昨秋警職法改悪を粉砕したときのように、全国民的な闘争態勢を確立するための行動にたちあがらなければならない。

いまこそ私たちは「平和」と「生活」を守るためのスクラムを固めて、安保条約廃止、改定阻止の闘い、参議院選挙闘争、不当解雇反対闘争、労働者のみの一方的な犠牲による企業合理化反対の闘いなどを正しくむすびつけた闘う態勢を緊急に確立せねばならない。

仲間ひろば

【問】 私は本年八月停年退職する者でございますが、入替採用はどうなつているのでしようか。私と同じ心配している人のためにもおしえて紙上でお答えください。

（私の場合）「勤続年数三十九年五十才まで坑内以後坑外、子供は一人息子で二十六才真面目で無職嫁ナシ」

子供も入替を楽しんでおりましたが、三月の申込がなかつたので、私も子供も大変心配しております。元世話方のSさんは勇退をすすめますが、私は、はねつけております。元の世話方はまだまだ組合に反対しているようで、会社のヒモの強さにおどろいております。

入替採用申込みは七月と九月の二つの話があつておりますが、どちらが本当でしようか。九月になつたら私の場合、入替はできず退職しなければならなくなるでしようかおたずねいたします。

（M坑・K生）

労働部からのお答え

いままでの入替採用は組合員は誰でも家族に適格者があれば入替採用ができましたが、こんどの中央協定では、つぎの場合に適格者があれば採用することになります。

(1)殉職者の遺家族。
(2)打切補償、けい肺退職者の家族。
(3)停年間近な人の入替。
(4)病弱者の入替。

なお、三月に予定した入替採用受付けについては、勇退募集が四月二十五日から六月末まで実施されるので、業務の都合上、七月から組合受付けをはじめる予定にしています。

したがつて、四月以降の停年退職者は、子弟に適格者があれば入替採用は当然できますので、詳細は支部執行部に相談してください。

また勇退者募集は、組合員の自由意志にもとづいて行われるものでありますから、組合員間で退職勧誘をするような行動は厳につつしんでください。

会社側の人が、もし退職勧告を行つたときは、協定違反になりますので十分監視するようにしてください。

具体的な事実があれば執行部に連絡するなど、協力を切にお願いします。

▼奨学資金借用ご希望の方は五月十一日から二十日までの間に支部厚生部へお申込み下さい。